

嘱託職員募集

名称	募集人員	雇用期間	勤務時間	勤務場所	報酬	受験資格	試験方法
①一般事務嘱託員	若干名	平成30年4月1日～31年3月31日 (翌年度以降、期間の更新の制度あり)	週5日(月～土曜日)午前9時～午後4時※部署により異なる場合があります。	市役所ほか	時間額 1,050円	パソコン操作(エクセル・ワード)ができる方	面接 (2月27日(火))
②保健師嘱託員(仮称)	2人		週4日(月～土曜日)午前8時30分～午後5時15分※水曜日は午前11時15分～午後8時までのローテーション勤務があります。	保健センター	月額 260,400円(予定)	保健師の資格(見込みを含む)を有する方※自動車運転免許を有すればなお可	面接 (2月26日(月))
③副校長補佐嘱託員	1人		週4日(月～金曜日)午前9時～午後2時45分	市内中学校	時間額 1,570円	パソコン操作(エクセル・ワード)ができる方※学校勤務経験があればなお可	
④学校経営補佐嘱託員	1人		週4日(月～金曜日)午前8時15分～午後4時45分	市内小学校	月額 194,400円	パソコン操作(エクセル・ワード)ができる方※学校勤務経験があればなお可	

※勤務条件等の詳細は、市ホームページをご覧ください。職員課へお問い合わせください。

【申込み】2月15日(木)～22日(木)の間(土・日を除く)に本人が履歴書(写真貼付)および資格を有することを証明できるものの写し(②のみ)を持参のうえ直接、市役所第一棟5階職員課 ☎ 551・1589 へ。

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061または ☎ 539・2062

春の火災予防運動と行事のお知らせ

▼春の火災予防運動

【期間】3月1日(木)～3月7日(水)

～平成29年度東京消防庁防火標語が決定～

「火の用心 一人一人の心掛け」  
(作者：葛飾区在住 向井洋平さん)

火災予防運動は、都民の皆さんに防火防災に関する意識や防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生を防ぎ、万一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることを目的としています。

この時季は、ストーブなど暖房器具を使用する機会もまだ多く、空気も乾燥しているため、火災が発生しやすくなっています。

次のことに注意して火災から命や財産を守ってください。

- まず、火災を起こさない
- 住宅用火災警報器を備える

- 燃えにくい防災品を使う
- 火災が発生した場合には、すばやく消火する
- 周囲に火災を知らせ、119番通報する
- 自らの家を守り、地域で助け合いながら地域全体の安全を高めましょう！

▼行事予定

＜消防演習＞

福生消防署や付近消防署、福生市消防団、大聖病院自衛消防隊、災害時支援ボランティアによる勇壮な消防演習を行います。

【日時】2月28日(水)午後2時～3時

【場所】大聖病院

＜福生火災予防ステーション＞

防火防災訓練ができるイベントです。

【日時】3月1日(木)午後3時～6時

【場所】福生駅西口ペDESTリアンデッキ

【問合せ】福生消防署予防課 ☎ 552・0119



▲昨年の演習の一斉放水の様子

消防団員募集!

▼消防団とは?

常勤の消防署職員とは異なり、火災や台風などの災害時に、仕事や学業に支障のない範囲で出動し、その地域での経験を生かした消火活動などを行い、市民の生命、財産を守ります。

また、市では「学生消防団活動認証制度」を導入しており、学生団員の就職活動の際には社会貢献活動に取り組んでいることの証明書も発行しています。

任期は1期2年ですが、転居、転勤、家族状況などで途中退団することもできます。



【活動内容】

①災害出動  
火災、台風、大雨などの風水害、地震などの際に出動し、地域の安全を守ります。

②防災活動  
福生市総合防災訓練をはじめ、地域の防災訓練に参加し、日ごろの訓練などで習得した知識や技術により、地域の皆さんに防災に関する指導をします。

③地域活動への参加  
七夕まつり、桜まつり、ほたる祭などで警戒活動を実施します。

【対象】市内在住・在勤の18歳以上の男性

【問合せ】安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638

3月の無料相談【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日から予約開始となります。

※第3回目の法律相談は祝日に当たるため曜日を変更しています。

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	7日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	1日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	13日(火)			
税務相談	22日(木)			
法律相談	2日(金)・14日(水)・20日(火)・28日(水)	午後1時30分～4時	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	15日(木)			予約制、先着3人(1人45分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都都民の声課 ☎ 03・5320・7733 へ。
少年相談	16日(金)			予約制、警視庁八王子少年センター ☎ 042・679・1082 へ。相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎ 539・2555
教育相談	毎週月～土曜日	午前9時～午後5時	教育相談室(子ども応援館2階)	教育についての悩み全般に関すること(要事前連絡)。教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700
消費者相談	毎週月・水・金曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	もくせい会館	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699
事業資金相談	8日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(市役所代表 ☎ 551・1511)、心の相談、成年後見制度相談、リハビリ相談、権利擁護相談、心配ごと相談(福祉センター ☎ 552・5027)

平成30年第1回福生市議会定例会のお知らせ(予定)

- ＜定例会＞ 2月27日(火)～3月27日(火)
- ＜本会議＞ 2月27日(火)～3月27日(火)
- ＜月2日(金)・27日(火)＞ 3月3日
- ＜予算審査特別委員会＞ 3月6日(火)～9日(金)
- ＜常任委員会＞ 3月13日(火)～15日(木)

【開会時間】本会議および常任委員会 午前10時～午前9時30分

※なお、時間については、変更となる場合があります。

また、常任委員会は、開会後、現地視察を行う場合

【問合せ】議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

もありませんので、議会事務局までお問い合わせください。

【問合せ】議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

子育て情報

※登録は無料ですが、メールの通信費用は利用者負担となります。

下記のQRコードから、画面の指示に従ってご登録ください。

市では、「福生市あんまち」の運用も始めています。防災等の情報についてはツイッターでも情報発信を行っています。

【アカウント名】@fusacityhall

【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529



ふっさ情報メールQRコード

納税は 納期内で 元気な福生